

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部を改正する件

新旧対照条文

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部を改正する件（平成十年厚生省告示第十号）
 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</p> <p>五（十五）（略）</p>	<p>精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</p> <p>五（十五）（略）</p>